



写真3-45 鹿野川ダム沿いの国道197号  
(平成14年7月23日撮影)

第三項 土木費補助規則第一〇条による改修道路維持方法は左記の如く設定し認可申請書を提出する事

#### 改修道路維持方法

第一 道路坂石線改修工事竣工後における維持方法は左記により施行するものとす。

第二 維持に要する費用は一間（一・八尺）に付金一〇錢を目途とし（後略）

#### 第三・第四（略）

第五 道路の小破修繕は左の方法に依りこれを施行す。

#### 第六 道路開通の記念日をもつて修繕日と定め村内絶出労力寄付を受く

第七 砂利の散布は青年団をして之に当らしむ。

第八 道路維持基金に充てるため米麥蚕繭の収穫季節において、初穂の寄付を受けるものとす。（後略）

大谷地内を貫通する道路は、大正三年（一九一四）大谷橋を起点として谷舟まで幅六尺（一・八九尺）の道路を開さくした。難工であつた轍付近を除き、ほとんど部落割当て完成したのである。この道路の開通は大屋敷・二本松・硯問の里道に代わるものであつた。

県道蔵川・大谷線（当時視・大川線）は、大正一二年（一九二三）計画をたて、昭和二年（一九二七）県の助成を受けて着工、昭和五年の農村不況時も、借入金等により工事を続け、昭和二年（一九三七）八月白石の入口大阪谷迄幅員三・九六尺、一里二四〇三〇間（六、六〇三尺）を完成した。この工事費として六七、六五九円六年の農村不況時も、借入金等により工事を続け、昭和二年（一九三七）八月白石の入口大阪谷迄幅員三・九六尺、一里二四〇三〇間（六、六〇三尺）を完成した。この工事費として六七、六五九円

工事中不況時の昭和六、七年頃の賃銭一日三〇錢から四〇錢であつたことを考へると、莫大な金額と言える。その後、本路線の県道編入について陳情を重ねて來たが、大谷村時代には実現を見ず肱川村へ引き継がれた。森部落は西地区上通りの道路を大正一四年頃施工している。この道路の貫通は終戦後であった。

### 3 戰後の道路開発

大正から昭和にかけて幹線道路の開設を見たのであつたが、昭和一八年（一九四三）の合併後は太平洋戦争中であり、続いて終戦による空白期も長く、昭和三〇年（一九五五）頃からようやく幹線と結ぶ部落道の開設が始まつた。これは、土地改良区が事業主体となる農道の開設で、大部分の部落が実施したが、その財源は国・県・町の補助と受益者の負担金であつた。その他、町単独事業・林道等の補助事業による開設もあり、部落道は昭和五〇年代には完了した。

その後、車両の増加と大型化により交通支障をきたし、道路改良の必要に迫られた。特に、町道の幹線道路において顕著となり、現在改良工事に取り掛かっている。

#### （1）国道一九七号

大正時代初期五十崎・坂石間は里道として開設され、大正一〇年（一九二二）県道に編入、路線名は日吉・長浜線となつた。

野村町坂石間は、鹿野川ダムの付け替え道路として昭和三一、三二年に施工された。しかし、道幅が狭い上に曲線が多く、地すべり地域で、たびたび崩壊による交通遮断が生じた。このため建設省では、昭和五六（一九八一）から調査を開始し、昭和五九年から鹿野川道路として事業化した。平成五年（一九九三）に肱川町分が六つの橋と二つのトンネルにより開通し、平成一年（一九九九）に全線開通となつた。

#### （2）主要地方道肱川公園線

大正初期、横林村が町村道改修の先がけとして藤之原を起点として施工したが、昭和四年（一九一九）一月奈良野・内子線として県道へ編入された。栗太郎から五十崎町に通ずる道路は、昭和二四年（一九四〇）四月一日国道一九七号に認定された。

当町を通る、国道に認定されたこの路線は、昭和四五年から愛媛県により改良工事（一次改築）が施工され、昭和六三年から歩道の整備（二次改築）にも取り組んでいる。

また、鹿野川ダム・

#### （3）主要地方道小田・河辺・大洲線

大正元年（一九一二）河辺村において、村の中央を貫通する道路として起工、大正一二年（一九二三）元浮穴村の村境まで開通、同年県道に編入。昭和二五年（一九五〇）国鉄バス（現在JR四国）

## 第七章 ダムと発電所

### 1 鹿野川ダムの建設

肱川本流は、源を東宇和郡宇和町多田字正信に発し黒瀬川・船戸川・河辺川・小田川・矢落川及びその他の支流を合わせ大洲平野を貫流し、長浜町に至り伊予灘に注ぐ、県下第一の河川である。この肱川は、川幅が狭く奥地の集水面積が広いので、ひとたび豪雨となれば、急激に水量が増し氾濫した。

古来、数多くの洪水による被害を受けてきたが、下流の大洲市周辺の平野一体は特に大きかった。昭和一八年（一九四三）と昭和二〇年には、かつてない洪水により未曾有の灾害を被った。

肱川流域関係町村は肱川治水期成同盟会を結成していたが、治水の抜本的な対策としては、肱川上流にダムを構築して、洪水の調節を図る以外にないとの結論に達した。そこで、喜多郡町村会が中核となって、「鹿野川ダム促進期成同盟会」として再発足し、促進運動が進められた。

国と県においては、洪水の調節とあわせて貯水池を利用した発電も計画し、昭和二六年（一九五二）二月に地質・地盤・地形・浸水区域・貯水量等各種の調査が始められた。

かり、本体工事が開始された。

昭和三二年六月一日定礎式を行い、コンクリートの打設が始まり、近代的機械による工事が昼夜続けられた。同年六月には南条建設大臣、一〇月には根本建設大臣の視察があった。この間、ダム建設反対運動に対する説得が続けられ、県議会の議員とともに再三の協議・懇談を重ね、ようやく了解がついた。

付替県道も完工し、昭和三三年四月には仮排水路を締め切って中央排水路に移し、同年一〇月三〇日湛水式を、昭和三五年（一九六九）一月一六日には竣工式が盛大に挙行された。同年二月に建設省から愛媛県に移管された。「鹿野川湖」と名付けられたダム湖周辺一帯は愛媛県立自然公園に指定された。

鹿野川ダムの概要

目的	①洪水調節（計画高水流量三、七五〇立方メートル／秒の内一、二五〇立方メートル／秒を調節）②発電（最大出力一〇、四〇〇キロワット）
水流量	三、七五〇立方メートル／秒
堤形	溢流型直線コンクリート重力式
堤高	六一・〇メートル
堤頂長	一六七・九メートル
堤体積	一六一、〇〇〇立方メートル
門扉	テンターダート（幅一・二・〇メートル・高さ一〇・三メートル）四門
集水面積	四五五・六平方キロメートル
湛水面積	二・〇九平方キロメートル（洪水時二・三二平方キロメートル）
貯水量	総貯水量 四八、二〇〇、〇〇〇立方メートル 有効貯水量 二九、八〇〇、〇〇〇立方メートル
湛水長	一一・〇キロメートル
建設費	三〇億一、五〇〇、〇〇〇円
水没家屋	二〇九世帯 水没田畠・山林 一八〇㌶

### 2 野村ダムの建設

肱川流域外の南予海岸部は、年々干魃に悩まされており、肱川からの分水が強く要望され、昭和四二年（一九六七）の大干魃を契機に一気に現実問題として取り上げられることになった。加えて、肱川流域の洪水は鹿野川ダム建設後も治まらず、肱川の洪水調節、南予海岸部への水道用水及びかんがい用水を供給する多目的ダムとして、昭和四六年に実施計画調査、昭和四八年建設着手、昭和五七年

河川名 脅川水系

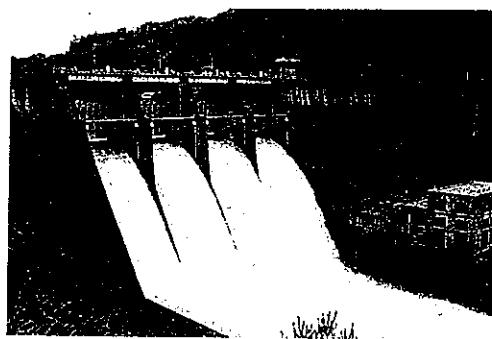


写真 3-52 鹿野川ダム (昭和50年6月26日撮影)

昭和二七年から、鹿野川付近を適地と認め、本格的な測量と設計が始められた。この頃より、ダム水没地区住民の反対運動が起り、肱川ダム建設反対同盟を結成、県並びに建設省に対し、中止の陳情が活発に始められた。

県においては昭和二八年度に肱川総合開発事業費の予算五、四〇〇万円が決定し、画期的なダム建設の工事に着手した。昭和二九年（一九五四）一〇月には鹿野川に工事事務所を開設し、道路敷その他補償問題も順次解決していく。昭和三年、鹿野川・大地間及び坂石付近の道路付替工事に着手、同年一月には起工式、仮締切による排水に取り掛



写真 3-51 鹿野川ダムサイト付近 (昭和28年頃上流側から撮影)

(一九八二)三月に完成した。

#### 野村ダムの概要

- 目的 ①洪水調節（計画高水一、三〇〇立方メートル/秒の内三〇〇立方メートル/秒調節）②かんがい用水 ③水道用水（八幡浜市等二市七町に四二、三〇〇立方メートル/日最大）④維持流量確保

諸元

河川名	肱川水系 肱川
位置	愛媛県東宇和郡野村町大字野村地先
堤型	重力式コンクリートダム
堤高	六〇・〇メートル
堤頂長	三〇〇・〇メートル
集水面積	一・六六平方キロメートル
総貯水量	一六、〇〇〇、〇〇〇立方メートル
有効貯水量	一二、七〇〇、〇〇〇立方メートル
建設費	二八六億七七、五四五、〇〇〇円

### 3 鹿野川ダム及び野村ダムの操作規則の改正

平成七年七月の大洲市を中心に大きな被害をもたらした肱川洪水に伴い、野村ダム及び鹿野川ダムの操作規則見直しが行われ、平成八年改正がなされた。

従来の操作規則では、一〇〇年に一回の確率で起きる大洪水を対象に放流量を定めていたが、今回の改正で四〇年に一回の確率で起きる中規模洪水とし、洪水調節時期を早めることとした。

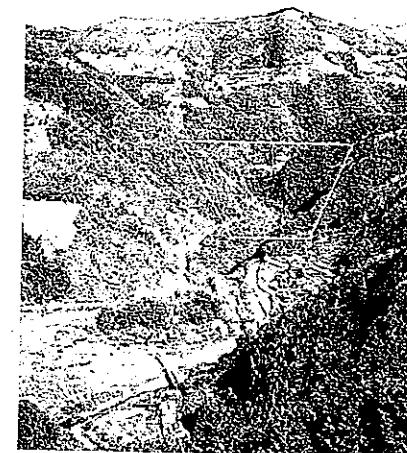


写真3-53 山鳥坂ダム計画地点  
(平成5年2月18日撮影)

そのため、大規模洪水時には、貯水を早めるためダムの貯水容量に余裕がなくなり、これまでより放流量が増える危険性は高くなることとなつた。

### 4 山鳥坂ダムの建設設計画

山鳥坂ダムは、①肱川の洪水調節、②流量の正常な機能の維持、③かんがい用水の確保、④中予地域の水道用水の確保、⑤工業用水の確保を目的に建設が予定されている多目的ダムである。

肱川は古くより水害の多い河川で、江戸期には三年に一度の浸水被害が記録され、昭和の年代でも昭和一八年(一九四三)、二〇〇年の大洪水があり、鹿野川ダム及び野村ダムの建設と合わせて堤防の築造、砂防ダムの建設など水害対策が取られてきた。しかし、まだ上流地区に四つのダムがいると言われるくらいの防御体勢が整つていな

い。

このような中で山鳥坂ダムは、肱川総合開発計画の一環として計画されたもので、昭和五七年(一九八二)より予備調査、昭和六一年より実施計画調査が行われた。その結果、平成元年(一九八九)六月当町に対し、建設省・愛媛県・中予地区ダム建設推進協議会が三者一体となり、正式にダム建設について協力要請があつた。

町は、議会・各関係機関団体・地域と協議を重ね、当面の対策として、ダムサイト地質調査及び地域振興計画調査、先例地生活再建実態調査の実施申し込みについて受け入れることとした。

ダムサイト地質調査は、平成元年一二月から平成二年三月にかけ

提出)と、河辺川流域関係者から総じて反対の声が上がつた。

町はまずダムを知ることから始めるべきであるとして、地域関係者と懇談を重ねる一方、関係者による全国の先例ダム視察を行い、平成四年三月ほぼ関係住民の了解を得ることができ、ダム建設の受け入れ表明を行つた。

#### 河辺川ダム（現山鳥坂ダム）建設受け入れ表明 山鳥坂ダム建設受け入れに関する町長所信表明

(平成四年三月三〇日・肱川町議会臨時会)

河辺川ダムについて所信を申し述べさせていただきます。

先の定例会においては、諸般の事情により河辺川ダム受け入れ表明をしないこととした次第であります。しかし、昨年一二月議会で申しましたごく、年度内に区切りをつけることが肱川町にとってベターであるとの考え方変わりはありませんので、議会のご支援をいただき、その後も受け入れ条件を満たしていく努力をしてまいりましたところであります。いま状況は整つたとの判断に立つて所信を表明する次第であります。

かえりみますと、昭和五七年、予期しない河辺川ダム予備調査の申入れを受けました。

昭和六年実施計画調査に入り、ダムサイトの地質調査の結果、一二〇メートル級のダム築造可能、地すべりについては基盤岩を含む深い地すべりはなく、表層落については対応可能な結論が出され、ダム及び貯水池諸説についても、重力式コンクリートダム、堤高一八メートル、堤長三五メートル、湛水面積一五平方メートル、総貯水量四、〇六〇万メートルとの見通しが立てられ、平成二年三月建設要請をうけた次第であります。

河辺川ダムは、洪水調節、維持流量の確保、大洲弯多地区かんがい用水

の補給、中予地区都市用水補給という四つの公共目的をもつものであります。しかし、ダムが構築されると、住民の土地、財産を水没させ、生活を根底からゆるがすことになります。物理的構造変化を余儀なくされ、生活体系の変化、自然環境への影響、歴史と愛着の想い切なるのであります。肱川町、また住民にとって断腸の想いを感じざるを得ないのであります。岩谷自然を守る会、鹿野川反対同盟など、ダムに対する反対の組織が生まれ、反対言動が高まってきたこともまた当然というべきであります。

私たちにダム問題がぶりかかってまいりまして以来一〇年、悲痛な想いをもつて対応してまいりました。町はもちろん、議会、特別委員会、ダム対策協議会などの組織での研究、検討、住民理解を得るために懇談の会を重ねることいくたびであります。今日まで懸命な対応をしてまいりました。

私がこの問題に取り組むに当たって、まず第一に考えましたことは、このことによつて、永年にわたって築いてきた肱川の平和な自治に混乱を起してはならないということでありました。町民の皆さんが冷静に受け止めさせていただき、賢明な判断を賜り、特別な混乱もなく今日に至つておりますことを、深く感謝している次第であります。

平成四年度建設予算六億円も確定し、再度の建設要請を先般うけました。ダムの公共的意味あらかじめ計画は消えてしまわないと考えます。水没者並びに重大な影響をうける町民の生活設計も立てず、町の将来像を画くにもためらいを感じざるを得ない状況で荏苒時を遷延せしめて、住民の、肱川のプラスにはならない、暫時衰退におもむくことになりかねないと思うのであります。

しかしながら今日の都市集中、農村疲弊の状況は如何でありますか。

### による「水源地対策に関する覚書」の調印式を行つた。

#### 水源地対策に関する覚書

##### ◎ 競　書

肱川町と建設省、愛媛県及び河辺川ダム建設推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、建設省が実施する河辺川ダム建設事業（以下「ダム事業」という。）並びに肱川町における水源地域整備計画及びこれと関連する地域振興計画（以下「肱川町地域振興計画」という。）を相互理解と信頼のもとに誠意をもつて推進するため、次の事項を確認し覚書を締結する。

##### （基本的事項）

- 1 肱川町は、ダム事業及び肱川町地域振興事業の円滑な推進について関係住民との調整に協力し対処するものとする。
- 2 建設省は、ダム事業者として、肱川町、愛媛県及び推進協議会と連携し、誠意と責任をもつてダム事業及び肱川町地域振興事業の推進に取り組むものとする。
- 3 愛媛県は、ダム事業の円滑な推進を図るため、肱川町、建設省及び推進協議会と連携し、誠意と責任をもつて肱川町地域振興事業の推進に取り組むものとする。
- 4 推進協議会は、肱川町、建設省及び愛媛県と連携し、ダム事業の円滑な推進に協力するとともに、誠意と責任をもつて肱川町地域振興事業の推進に取り組むものとする。

（ダム事業の進め方）

- 1 建設省は、ダム事業を実施しようとする場合は、あらかじめ肱川町に対しその内容を説明するとともに、関係住民への周知方法及び内容について肱川町と調整するものとする。

（ダム事業の進め方）

- 2 建設省は、ダム事業を実施しようとする場合は、あらかじめ肱川町に対しその内容を説明するとともに、関係住民への周知方法及び内容について肱川町と調整するものとする。

さらずに衰勢を余儀なくされている我が町が、いかに公共のためとはいえ、他の犠牲となるのみであるとしたら、それは許容し難いことあります。肱川住民の利益は守れるのか、将来展望は開けるのか、地域振興は可能なのか、ダムをもつて新たな発展の基礎とすることができるのか、それらのことをもつて判断せざるを得ないと考え、自らその可能性をさぐり関係機関とも折衝を続けてまいりました。

それぞれの機関、組織へ問題提起をし、「河辺川ダムに関する基本的重要な課題に対する回答」「地域振興、水源地対策についての回答」を得まして検討をすすめてまいりました。その結果をふまえますとともに、建設要請時に関係者より申し出のありました「共存共栄を基本とし、建設に伴う影響から生ずるであろう諸問題については、建設省、県、受益者の緊密な連携のもと、誠心誠意解決に努力する」旨の誓約を信じ、肱川町の新たな町づくりに努力すべきと決意した次第であります。

以上申し述べました諸々のことにつきまして町民各位のご理解がいたただけたとの判断に立ち、関係機関の積極的対応を期待し、誠意を信頼し、河辺川ダム建設要請を受諾いたします。

了承下さい。

地域に及ぼす影響は、ダム以上のものはないと考えます。町の将来を左右する意志決定に当たって、私はその責任の重大さに身の引き締まるものを感じております。これから出発であります。幾多の困難が予想されます。その解決に全力を尽くすことで責任を果たしていく覚悟であります。説員各位のご協力、町民の皆さんが新しい町づくりに心を一つに、情熱を燃やして下さるようお願い申し上げまして、所信表明を終わります。

#### ダム建設受け入れ表明後、五月一五日、愛媛県庁において関係者

#### 2 建設省は、ダム事業の実施に伴う損失について実態を正しく把握するとともに、生活基盤に与える影響を十分に理解し、さらに地域特有の立地条件及び生活環境等を認識して、正当な損失補償基準（以下「補償基準」という。）を策定するものとする。

#### 3 建設省は、ダム事業の実施に伴う公共施設の損失補償については、公共補償基準に基づいて行い、その実施に当たっては肱川町の意向が十分尊重されるよう、最善の努力をするものとする。

#### 4 建設省は、愛媛県及び推進協議会と連携し、ダム事業の実施に伴い生活基盤を失う関係者に対する生活再建が図られるよう最善の努力をするものとする。

#### （肱川町の振興のため必要な事業への配慮）

#### 第3 建設省、愛媛県及び推進協議会は、ダム事業が肱川町に及ぼす影響について十分認識し、肱川町の意向を踏まえ、肱川町地域振興事業の実現に向けて最善の努力をするものとする。

#### （河辺川ダム建設工事の着手）

#### 第4 建設省は、補償基準が妥結した後においてダム本体工事に着手するものとする。

#### （その他）

#### 第5 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた場合には、肱川町、建設省、愛媛県及び推進協議会は、相互に信頼と誠意を持つて協議し対処するものとする。

#### この覚書の証として本書六通を作成し、捺印のうえ、各自が一通を保有するものとする。

平成四年五月一五日

この工事は地すべり防止対策として、河辺村の發意により当町の堀、河辺川岸に、建設省直営事業として施工された。昭和三四年（一九五九）一月着工、工事費四億四八、〇〇〇、〇〇円を費やし昭和四三年まで、実に九か年の歳月を経て完成したものである。

官報告示平成五年一二月一七日  
なお、これ以降については第一章の「久保田町政のスタート」  
を参照されたい。

## 5 嵩峨谷捷水路

7 工期 昭和六一年度から平成一六年度まで  
水源地域対策特別措置法に基づくダム指定

6 建設に要する費用及びその負担に関する事項  
① 建設に要する費用の概算額 約一、〇七〇億円  
② 建設に要する費用の負担者及び負担額  
イ 国及び愛媛県 千分の七三五  
ロ 中予広域水道企業団 千分の二〇四  
ハ 愛媛県（工業用水） 千分の六一

鹿野川ダムの貯水を利用して発電を行うため、愛媛県公営企業局がダム工事と併行して県営肱川発電所の建設を行った。昭和三二年（一九五七）六月定礎式を挙行、地下四階の基礎工事が着手。昭和三三年一二月竣工、発電を開始した。発電所の概要是次のとおりである。  
愛媛県公営企業局が、鹿野川ダム貯水位EL七二・〇～八六・〇  
mの容積二三、三〇〇、〇〇〇立方メートルを利用して水力発電を行い、四国地方の電力事情の緩和を図り、地方産業の発展に寄与している。

5 工業用水 三八、八〇〇立方メートル  
ダム使用権の設定予定者  
・中予広域水道企業団（水道）  
・愛媛県（工業用水）

## 6 水力発電

### (1) 胴川発電所

3 位置及び名称  
① 位置 喜多郡肱川町大字山鳥坂  
② 名称 山鳥坂ダム  
4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項  
① 貯留量  
イ 総貯留量 四〇、八〇〇、〇〇〇立方メートル  
ロ 有効貯水量 三九、一〇〇、〇〇〇立方メートル  
② 配分量及び放流量並びに貯留量の用途別配分  
イ 洪水調節 一九、五〇〇、〇〇〇立方メートル  
ロ 流水の正常な機能の維持 九、七五〇、〇〇〇立方メートル  
ハ かんがい 五三〇、〇〇〇立方メートル  
ニ 水道（中予水道企業団の水道用水） 一二九、六〇〇立方メートル

ダム基本計画の策定  
平成六年八月官報告示（建告第一七二五号）  
山鳥坂ダムの建設に関する基本計画（抜粋）  
1 建設の目的  
① 洪水調節 ダム地点における計画高水六二〇立方メートルの内四四〇立方メートル  
② 流水の正常な機能の維持  
③ かんがい 大洲喜多地区 農地約七四六haにかんがい用水確保

ダム名称変更  
平成四年七月、河辺川ダム工事事務所が開設されたのを契機に、ダムの名称も「河辺川ダム」から、より地域性の高い「山鳥坂ダム」に変更を望を行い、平成五年四月に認められ、正式に「山鳥坂ダム」になった。

ダム基本計画の策定  
平成六年八月官報告示（建告第一七二五号）  
山鳥坂ダムの建設に関する基本計画（抜粋）  
1 建設の目的  
① 洪水調節 ダム地点における計画高水六二〇立方メートルの内四四〇立方メートル  
② 流水の正常な機能の維持  
③ かんがい 大洲喜多地区 農地約七四六haにかんがい用水確保

3 規模及び構造  
① 規模 堤高 一二〇・〇メートル  
② 型式 重力式コンクリートダム  
4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項  
① 貯留量  
イ 総貯留量 四〇、八〇〇、〇〇〇立方メートル  
ロ 有効貯水量 三九、一〇〇、〇〇〇立方メートル  
② 配分量及び放流量並びに貯留量の用途別配分  
イ 洪水調節 一九、五〇〇、〇〇〇立方メートル  
ロ 流水の正常な機能の維持 九、七五〇、〇〇〇立方メートル  
ハ かんがい 五三〇、〇〇〇立方メートル  
ニ 水道（中予水道企業団の水道用水） 一二九、六〇〇立方メートル

5 工業用水 愛媛県に対し、八多喜地点において新たに三八、八八〇立方メートル／日最大の工業用水確保  
6 水道 中予水道企業団に対し、八多喜地点において新たに三八、八八〇立方メートル／日最大の水道運用  
7 水確保 新たに一二九、〇〇〇立方メートル／日最大の水道運用